

一人に対し一人は技工に、一人は補助手にするなど、斯る差別を付けて居る故に、我等は技工補助手の差別は不当と認むるものなり、仍て差別は撤廃せられたし。

ロ、最低昇給率規定の件

昇給は吾等の生活に最も重大なる影響あるものにして、吾等はこの点に對し常に注意しつつあり、然るに車庫に於ける従業員は實に不合理にして運輸課の如く仕事に数字的に計算し得ずとの理由の下に常に公平を欠く如き觀あり、又最近はや昇給なきを理由として昇給額及期間の不規則にして従業員に不利な点多し仍て左記の通り最低昇給率を規定せられたし。

ハ、大祭日、花季、降雪等手当を運輸課と同一にせられたし。

車庫従業員の仕事は運輸と何等変らざる性質を有す、今日の如く運転車輛數と完全車數と変らざる場合は故障車を一分たりとも車庫内に止め置く事能はず、即時に修理し完全車となさざる可からず故に大祭日、花季と云へ運輸車輛の多き場合特に大雪時の如き降雪車作業は勞するもの大なるは車庫従業員の給手当は運輸課と同等にせられたし。

ニ、徳急出勤に關し五割増し件

路面電車の事故復旧は急遽なるを主とす、徳急出勤の場合の如き車庫作業の一人分を有し、其の仕事の半ばなるに出勤命令を受け衆人の右往左往する街頭に於て危険なる作業に從事し、帰庫すれば当日割増せられた仕事を一八分せざる可からず。斯る場合從來は僱員規定の一時間に満たざる時は業は之れを切り捨てられ居るなり由て出勤の時間に対し五割増しの手当を支給せられたし。

ホ、公休日を八日目に一日支給せられたし（車庫及び工場、軌道等全非乗務非常務者の公休は一ヶ月を通じて四十五日と云ふ規定にして此れがためである時は九日目に或る時は八日目に云ふ不規則なる公休制度なり）我々非常務者としては前述の如く運輸課従業員と何等変らざる特質性を有す、故に運輸課従業員と同一に八日目毎に一日の公休日を支給せられたし。